

6 地域密着型サービス事業者の人員基準に係る研修等について

地域密着型サービス事業者の指定基準に係る研修について

●指定申請時に修了していることを要件とする研修一覧

(なお、指定後に下表の者を変更する場合、指定申請時と同様に新代表者等は表中の研修を修了している必要があります。)

	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護
代表者	「認知症対応型サービス事業開設者研修」			
管理者	「実践者研修」又は「基礎課程」			
	「認知症対応型サービス事業管理者研修」			
計画作成担当者	「実践者研修」又は「基礎課程」			
		「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」		

※本表についての詳細及びみなし措置については、平成24年3月16日付通知を参照してください。

「認知症対応型サービス事業管理者研修」や「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講する場合、「認知症介護実践者研修」の修了が要件となりますので、ご注意ください。

【参考】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について

(平成18年3月31日付け厚生労働省老計第0331006号、老振第0331006号、老老第0331019号通知)

<研修の申込みにあたっての注意>

- ・指定基準等において受講が義務づけられている研修や短期利用型認知症対応型共同生活介護を実施する場合に必要な研修などがありますので、退職・病休・産休等で代わりの従業者がいないことにより、基準を満たさないことにならないよう計画的に受講をしてください。
- ・研修が修了できないことにならないよう、事業所において受講者の勤務体制等での配慮をお願いします。また、やむを得ない事情を除き、無断欠席等により研修が修了できない場合については、該当者について以後の研修申込を断る場合があります。

<代表者交代時の開設者研修の取扱いについて> (平成30年度 介護報酬改定による変更点)

- ・代表者の変更の届出を行う場合については、代表交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。

令和 7 年度京都府認知症介護実践者等養成研修 年間実施計画

1 各研修の概要

	研 修 名	開催時期（※ 1）		開催場所（※ 1）	募集時期	受講申込みにあたっての留意事項
1	認知症介護基礎研修	令和7年4月1日～令和8年3月31日		eラーニングシステム	随時	受講手続き等詳細は下記リンクからご確認ください。 【京都府ホームページ】 https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/ninntisyoukaigokisokensyuu.html
2	認知症介護実践者研修 （5日間）	第1回	令和7年6月4、5、18、19日、 9月11日	市民交流プラザふくちやま （集合研修）	令和7年4月1日～4月23日	
		第2回	令和7年7月17、18日、8月25、 26日、11月13日	京都府庁3号館 （集合研修）	令和7年4月7日～5月14日	
		第3回	令和7年11月18、19日、12月 2、4日、令和8年2月26日	オンライン研修（Zoom）※ 2	令和7年7月28日～9月11日	
3	認知症介護実践リーダー研修 （6日間）	令和7年9月8、9日、10月8、9、10日、 12月17日		京都府庁3号館（集合研修）	令和7年5月26日～7月9日	2を修了後、1年以上経過していることが必要
4	認知症対応型サービス事業開設者研修	令和7年11月27日		ハートピア京都（集合研修）	令和7年8月18日～9月29日	
5	認知症対応型サービス事業管理者研修 （2日間）	令和8年1月21、22日		ハートピア京都（集合研修）	令和7年9月29日～11月14日	2の修了が必要
6	小規模多機能型サービス等計画作成 担当者研修（2日間）	令和8年2月12、13日		ハートピア京都（集合研修）	令和7年11月4日～12月15日	2の修了が必要

※ 1 各研修の開催時期及び開催場所は変更になる場合がありますので、募集案内時に必ずご確認ください。

※ 2 認知症介護実践者研修第3回目の4日目（令和7年12月4日）及び最終日（令和8年2月26日）は京都府庁での集合研修にて開催予定です。詳細は募集要項をご確認ください。

2 その他注意事項

- ・ 地域密着型サービス事業所の指定及び代表者、管理者、計画作成担当者の変更の場合、4（代表者）・5（管理者）・6（計画作成担当者）の研修修了が要件となりますので、該当する事業所（開設予定を含む。）は受講にご留意ください。（該当事業所は、事前に市町村と密に連絡をとってください。）
- ・ 短期利用型認知症対応型共同生活介護を実施する場合、3の研修修了者の配置が必要ですので、該当する事業所（開設予定を含む。）は受講にご留意ください。（該当事業所は、事前に市町村と密に連絡をとってください。）
- ・ 京都市内の事業所については、京都市が各研修を実施します。詳細は京都市へお問い合わせください。



老高発0316第2号
老振発0316第2号
老老発0316第6号
平成24年3月16日

各都道府県介護保険主幹部（局）長殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

振 興 課 長

老人保健課長

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号。以下「基準」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「予防基準」という。）において、指定認知症対応型通所介護事業者（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を含む。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を含む。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者を含む。以下同じ。）及び指定複合型サービス事業者の管理者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定複合型サービス事業者の計画作成担当者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定複合型サービス事業者の代表者が修了することとした別に厚生労働大臣が定める研修については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号。以下「第百十三号告示」という。）に規定しているところであるが、第百十三号告示の具体的な内容については下記のとおりであ

るので通知するとともに、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知をもって「「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について」（平成十八年三月三十一日老計発〇三三一〇〇六号・老振発〇三三一〇〇六号・老老発〇三三一〇〇六号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）は廃止するが、基準附則第二条から第五条まで及び予防基準附則第二条から第六条までにおいて規定された経過措置は従前のとおりであることを念のため申し添える。

記

1 管理者（第百十三号告示第二号及び第六号）

(1) 研修

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所を管理、運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修は、次のとおりである。

「認知症対応型サービス事業管理者研修」

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成十八年三月三十一日老発第〇三三一〇一〇号厚生労働省老健局長通知。以下「十八年局長通知」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇七号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「十八年課長通知」という。）に基づき、各都道府県及び指定都市において実施される研修をいう。

(2) 経過措置

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十号。以下「省令」という。）附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

ア 平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものの管理者（本体事業所の管理者をもって充てる場合に限る。）については、平成二十五年三月三十一日までに前記研修を修了していればよい。

イ 平成二十五年三月三十一日までの間に開設する指定複合型サービス事業所の管理者については、平成二十五年三月三十一日までに、前記研修を修了していればよい。

(3) みなし措置

指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者並びに指定複合型サービス事業者の管理者については、(1)及び(2)にかかわらず、下記のア及びイの研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

なお、指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、既に義務付けられていた研修を修了していることを要するものである。

ア 平成十八年三月三十一日までに、2の(1)の②のア又はイの研修を修了した者であって、平成十八年三月三十一日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、前記アの他、以下の研修を修了した者。

・認知症高齢者グループホーム管理者研修

「認知症介護研修等事業の実施について」（平成十七年五月十三日老発第〇五一三〇〇一号厚生労働省老健局長通知。以下「十七年局長通知」という。）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成十七年五月十三日老計発第〇五一三〇〇一号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「十七年課長通知」という。）に基づき実施されたものをいう。

2 計画作成担当者（第百十三号告示第三号、第五号、第七号及び第九号）

(1) 研修

① 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を修得させるための研修は、次のとおりである。

「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

都道府県及び指定都市において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される研修をいう。

② 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得させるための研修は、次のとおりである。

「実践者研修」又は「基礎課程」

都道府県及び市町村において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される実践者研修若しくは下記の通知に基づき実施された各研修をいう。

ア 実践者研修

都道府県及び指定都市において、十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程

「痴呆介護研修事業の実施について」（平成十二年九月五日老発第六二三号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「十二年局長通知」という。）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成十二年十月二十五日老計第四十三号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「十二年課長通知」という。）に基づき実施されたものをいう。

(2) 経過措置

省令附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

ア 平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（介護支援専門員を置く場合を除く。）については、平成二十五年三月三十一日までに前記(1)の①の研修を修了していればよい。

イ 平成二十五年三月三十一日までの間に開設する複合型サービス事業所の計画作成担当者については、平成二十五年三月三十一日までに前記(1)の①の研修を修了していればよい。

3 代表者（第百十三号告示第四号及び第八号）

(1) 研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修は、次のとおりである。

「認知症対応型サービス事業開設者研修」

都道府県及び指定都市において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される研修をいう。

(2) 経過措置

省令附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものに限る。）又は複合型サービス事業所の代表者については、平成二十五年三月三十一日までに前記研修を修了していればよい。

(3) みなし措置

(1)及び(2)にかかわらず、下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

ア 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修

都道府県及び指定都市において、十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程又は専門課程

都道府県及び指定都市において、十二年局長通知及び十二年課長通知に基づき実施されたものをいう。

ウ 認知症介護指導者研修

都道府県及び指定都市において、十二年局長通知及び十二年課長通知並びに十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

都道府県及び指定都市において、「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成十三年五月二十五日老発第二一三号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施されたものをいう。

令和 7 年度 宇治市福祉人材研修 研修スケジュール（年間計画）

開催日時	場所	テーマ	内容	講師
6 月 18 日 (水) 13：30～16：30	宇治市役所 8 階 大会議室	介護人材☆初任者研修 （法定研修準拠）	①倫理及び法令遵守に関する研修 ②プライバシー保護の取り組みに関する研修 ③事故発生または再発防止に関する研修 ④緊急時の対応に関する研修	岡本 匡弘氏 （京都保育福祉専門学院副学院長）
7 月 17 日 (木) 13：30～16:30	宇治市生涯学習センター 第 2 ホール	「研修効果向上研修」 『研修』の効果を業務に活かす技術について	「令和 5 年介護職員の働きやすい職場環境づくり 厚生労働大臣 表彰 優良賞」を受賞した施設における、職場環境づくりや労働生 産性向上のための取り組みや効果的な研修について学ぼう！	古川 英宏 氏 （社会福祉法人堺福社会 特別養護老人ホーム ハートピア堺 施設長）
8 月 19 日（火） 13：30～16：30	宇治市生涯学習センター 第 2 ホール	「権利擁護・成年後見制度研修」	① 権利擁護及び成年後見制度について学ぼう！ ② 死後事務に関する諸問題について学ぼう！	藤村 明生氏 （特定非営利活動法人 山城権利擁護ネットワーク理事長）
9 月 17 日 (水) 13:30～16:30	宇治市生涯学習センター 第 1 ホール	介護技術スキル UP 研修	お互いに負担が少ない 『ポジショニング』について学ぼう！	神内 昭次 氏 社会福祉法人京都福祉サービ ス協会 人材マネジメント部 人事部担当部長
10 月 17 日 (金) 13：30～16：30	宇治市生涯学習センター 第 2 ホール	身体拘束・虐待対応スキル UP 研修 （法定研修準拠）	①身体拘束の排除の為の取り組みに関する研修 ②高齢者虐待防止関連法を含む虐待防止に関する研修	今井 昭二氏 （京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター） 宇治市健康長寿部長寿生きがい課 虐待担当職員
11 月 18 日（火） 13：30～16：30	宇治市役所 8 階 大会議室	対人援助スキル UP 研修	難病患者支援について、 制度や実際の支援事例から学ぼう！	乾 美代子氏 高畠 千紗氏 京都府山城北保健所保健課 感染症・難病係 保健師
12 月 15 日（月） 13：30～16：30	宇治市役所 8 階 大会議室	アセスメント力 UP 研修	① 適切なケアマネジメントに基づく、明日からできる『面接技術の 研鑽』について学ぼう！ ② 『施設ケアマネジメント』について学ぼう！	井上 基氏 （京都府介護支援専門員会 監事）
令和 8 年 1 月 16 日 (金) 13：30～16：30	うじ安心館 3 階ホール	栄養改善と口腔機能向上に関する研修	①栄養ケアマネジメントについて学ぼう！ ②口腔機能の向上及び口腔衛生について学ぼう！	①京都府栄養士会 ②京都府歯科衛生士会
令和 8 年 2 月	調整中	介護現場における介護 DX 基礎研修	介護現場における ICT の利用促進について、国の取り組みや導入に あたってのポイントについて学ぶと共に、先進的に取り組まれている 事例から学ぼう！	調整中
令和 8 年 3 月 17 日 (火) 13：30～16：30	宇治市役所 8 階 大会議室	事例検討の効果 UP 研修	事例検討を効果的に進める方法について、グループワークを交えな がら学ぼう！	野村 裕美氏 （同志社大学 社会学部社会福祉学科教授）

【対象について】

宇治市に所在する指定介護保険事業所の全職種が対象となります。

なお、申し込み締め切り後に空席が確認された場合、その他種別及び市外の介護従事者等の参加が可能となる場合がありますが、締め切り以前のお申し込みは一切受け付けません。